

市町村合併に伴う住所表示の変更に係る手続き一覧

【県が処理する事務に関するもの】

平成16年11月1日現在

秋 田 県

- 本一覧は、県が行う主な事務（許可、免許、登録、届出等）について、合併に伴い市町村名（住所表示）が変更される場合に、住民の方々が特別な手続きを行う必要があるかどうかについて、取りまとめたものです。
- 市町村、国及び民間（金融機関等）の事務については、記載されていません。

市町村合併に伴う住所表示の変更に係る手続き一覧 [県関係事務]

秋田県

No	担当課名	項 目	該当者	住所変更等の手続き		手続きを要する場合の手数料の要否	問い合わせ先
				要・不要	手続きの方法等		
1	市町村課	政治団体の異動届	政治団体	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	—	県選挙管理委員会 (018-860-1145)
2	市町村課	資金管理団体届出	資金管理団体	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	—	県選挙管理委員会 (018-860-1145)
3	福祉政策課	戦傷病者手帳	手帳をお持ちの方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	—	福祉政策課援護恩給班 (018-860-1319)
4	福祉政策課	軍人恩給及び遺族年金受給者の住所変更	軍人恩給及び遺族年金受給者	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	—	福祉政策課援護恩給班 (018-860-1319)
5	障害福祉課	身体障害者手帳	手帳をお持ちの方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。 ただし、変更を希望する方は合併後に手続きしてください。	—	障害福祉課身体障害児者福祉班 (018-860-1331)
6	障害福祉課	支援費制度受給者証	支援費制度の受給対象となっている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	—	障害福祉課身体障害児者福祉班 (018-860-1331)
7	障害福祉課	療育手帳	手帳をお持ちの方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。 ただし、変更を希望する方は合併後に手続きしてください。	—	障害福祉課知的障害児者福祉班 (018-860-1334)
8	障害福祉課	精神障害者福祉手帳	手帳をお持ちの方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。 ただし、変更を希望する方は合併後に手続きしてください。	—	障害福祉課精神保健福祉班 (018-860-1333)

市町村合併に伴う住所表示の変更に係る手続き一覧 [県関係事務]

秋田県

No	担当課名	項 目	該当者	住所変更等の手続き		手続きを要する場合の手数料の要否	問い合わせ先
				要・不要	手続きの方法等		
9	障害福祉課	精神障害者通院医療公費負担患者票	手帳をお持ちの方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	—	障害福祉課精神保健福祉班 (018-860-1333)
10	子育て支援課	児童扶養手当証書	左記手当を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	—	各地域振興局福祉環境部企画福祉課
11	子育て支援課	特別児童扶養手当証書	左記手当を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	—	各地域振興局福祉環境部企画福祉課
12	子育て支援課	母子寡婦福祉資金貸付制度	貸付を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	—	各地域振興局福祉環境部企画福祉課
13	健康対策課	育成医療の給付(医療券)	育成医療受給者及び保護者	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	—	各地域振興局福祉環境部健康・予防課
14	医務薬事課	医薬品製造業・医薬部外品・医療用具製造業・化粧品製造業・薬局・医薬品販売業の許可	左記の許可を受けている方	不要	住所変更手続きは必要ありませんが、更新申請時に変更した理由を備考欄に記載してください。	—	各地域振興局福祉環境部健康・予防課
15	医務薬事課	医療用具販売・賃貸業の届出	左記の届出をされている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	—	各地域振興局福祉環境部健康・予防課
16	医務薬事課	毒物劇物営業者の登録	左記の登録を受けている方	不要	住所変更手続きは必要ありませんが、更新申請時に変更した理由を備考欄に記載してください。	—	各地域振興局福祉環境部健康・予防課

市町村合併に伴う住所表示の変更に係る手続き一覧 [県関係事務]

秋田県

No	担当課名	項 目	該当者	住所変更等の手続き		手続きを要する場合の手数料の要否	問い合わせ先
				要・不要	手続きの方法等		
17	県民文化政策課	宗教法人の規則変更届	宗教法人	要	規則の変更届が必要です。	否	県民文化政策課文化振興班 (018-860-1531)
18	県民文化政策課	旅券 (パスポート)	旅券 (パスポート) をお持ちの方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。 なお、最終ページの「所持人記入欄」の現住所はご自身で訂正いただいて結構です。ただし、他のページに書き込みをすると旅券 (パスポート) が無効になりますのでご注意ください。	—	県民文化政策課旅券班 (018-860-1112) 各地域振興局総務企画部地域企画課及び大館総合事務所
19	県民文化政策課	旅券 (パスポート)	旅券 (パスポート) を申請される方	不要	旅券 (パスポート) 発給申請のために申請前6ヶ月以内に取得した住民票・戸籍謄 (抄) 本は、合併前のものでも使用できます。	—	県民文化政策課旅券班 (018-860-1112) 各地域振興局総務企画部地域企画課及び大館総合事務所
20	環境政策課	大気汚染防止法に係る特定施設の設置届出	届出をされている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。 ただし、合併に伴い会社名、組織名等が変わる場合は変更手続きが必要です。	—	環境政策課大気班 (018-860-1604) 各地域振興局福祉環境部環境指導課
21	環境政策課	水質汚濁防止法に係る特定施設の設置届出	届出をされている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。 ただし、合併に伴い会社名、組織名等が変わる場合は変更手続きが必要です。	—	環境政策課水質班 (018-860-1603) 各地域振興局福祉環境部環境指導課
22	環境政策課	ダイオキシン類対策特別措置法に係る特定施設の設置届出	届出をされている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。 ただし、合併に伴い会社名、組織名等が変わる場合は変更手続きが必要です。	—	環境政策課化学物質班 (018-860-1605) 各地域振興局福祉環境部環境指導課
23	環境政策課	秋田県公害防止条例に係る指定施設の設置届出	届出をされている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。 ただし、合併に伴い会社名、組織名等が変わる場合は変更手続きが必要です。	—	環境政策課調整・企画班 (018-860-1601) 各地域振興局福祉環境部環境指導課

市町村合併に伴う住所表示の変更に係る手続き一覧 [県関係事務]

秋田県

No	担当課名	項 目	該当者	住所変更等の手続き		手続きを要する場合の手数料の要否	問い合わせ先
				要・不要	手続きの方法等		
24	環境政策課	フロン類回収業及び引取業の登録	登録を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	—	環境政策課大気班 (018-860-1604) 各地域振興局福祉環境部環境指導課
25	環境政策課環境あきたアクションチーム	認定リサイクル製品の申請事項に関する変更届	認定を受けた事業者	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	—	環境あきたアクションチーム (018-860-1573)
26	環境整備課	一般廃棄物処理施設設置許可	許可を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	—	環境整備課一般廃棄物・リサイクル班 (018-860-1623) 各地域振興局福祉環境部環境指導課
27	環境整備課	産業廃棄物処理施設設置許可	許可を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	—	環境整備課産業廃棄物班 (018-860-1624) 各地域振興局福祉環境部環境指導課
28	環境整備課	産業廃棄物処理業許可	許可を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	—	各地域振興局福祉環境部環境指導課
29	環境整備課	水質検査機関指定	指定を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	—	環境整備課一般廃棄物・リサイクル班 (018-860-1623)
30	環境整備課	浄化槽保守点検業者登録	登録を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	—	各地域振興局福祉環境部環境指導課
31	環境整備課	秋田県環境保全センター搬入許可	許可を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	—	各地域振興局福祉環境部環境指導課

市町村合併に伴う住所表示の変更に係る手続き一覧 [県関係事務]

秋田県

No	担当課名	項 目	該当者	住所変更等の手続き		手続きを要する場合の手数料の要否	問い合わせ先
				要・不要	手続きの方法等		
32	生活衛生課	水道事業経営認可、専用水道の確認申請、簡易専用水道設置届、小規模水道経営認可等	認可を受けている方又は設置届出をしている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。ただし、合併に伴い申請者の事務所が移転した場合等は変更手続きが必要です。	—	生活衛生課水道班 (018-860-1594) 各地域振興局福祉環境部環境指導課
33	生活衛生課	旅館ホテル、公衆浴場、理容所、美容所、クリーニング所、興行場の届出事項等	許可を受け営業している方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。ただし、合併に伴い法人格が変更となる場合等は変更手続きが必要です。	旅館業で法人格が変わる場合は、承継手続き手数料が必要です。	生活衛生課調整・生活衛生班 (018-860-1592) 各地域振興局福祉環境部環境指導課
34	生活衛生課	建築物清掃事業者等登録	県に登録している方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	—	生活衛生課調整・生活衛生班 (018-860-1592) 各地域振興局福祉環境部環境指導課
35	生活衛生課	特定建築物の届出	県に届けている施設管理者	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	—	生活衛生課調整・生活衛生班 (018-860-1592) 各地域振興局福祉環境部環境指導課
36	生活衛生課	食品関係営業許可	許可を受け営業している方	不要	住所変更の手続きは必要はありません。ただし、合併に伴い、組織名等が変わる場合は、相続(合併)による地位承継届が必要です。	—	生活衛生課食品衛生班 (018-860-1593) 各地域振興局福祉環境部環境指導課
37	生活衛生課	製菓衛生師の免許	免許を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	—	生活衛生課食品衛生班 (018-860-1593) 各地域振興局福祉環境部環境指導課
38	生活衛生課	と畜場の設置許可	許可を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	—	生活衛生課食品衛生班 (018-860-1593)

市町村合併に伴う住所表示の変更に係る手続き一覧 [県関係事務]

秋田県

No	担当課名	項 目	該当者	住所変更等の手続き		手続きを要する場合の手数料の要否	問い合わせ先
				要・不要	手続きの方法等		
39	生活衛生課	食鳥処理事業許可	許可を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要はありません。ただし、合併に伴い、組織名等が変わる場合は、相続（合併）による地位承継届が必要です。	—	生活衛生課食品衛生班 (018-860-1593) 各食肉衛生検査所 (北部:0186-32-2995) (中央:018-882-2395)
40	生活衛生課	死亡獣畜取扱場及び動物飼養の許可	許可を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。ただし、合併に伴い法人格が変更となる場合等は変更手続きが必要です。	—	生活衛生課食品衛生班 (018-860-1593) 各地域振興局福祉環境部環境指導課
41	生活衛生課	特定動物飼養許可	許可を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	—	生活衛生課食品衛生班 (018-860-1593) 動物管理センター (018-828-6561)
42	生活衛生課	動物取扱業に係る届出	届出をしている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	—	生活衛生課食品衛生班 (018-860-1593) 動物管理センター (018-828-6561)
43	流通経済課	農業改良資金	農業改良資金を利用されている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	—	流通経済課農業金融班 (018-860-1765)
44	産業経済政策課	貸金業者の登録の変更の届出	貸金業者	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	—	産業経済政策課団体・金融班 (018-860-2215)
45	産業経済政策課	「秋田県民間事業者による設備投資の促進のための臨時措置に関する条例」の規定による設備投資に関する事業計画の変更	設備投資に関する事業計画について知事の認定を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	—	産業経済政策課団体・金融班 (018-860-2215)

市町村合併に伴う住所表示の変更に係る手続き一覧 [県関係事務]

秋田県

No	担当課名	項 目	該当者	住所変更等の手続き		手続きを要する場合の手数料の要否	問い合わせ先
				要・不要	手続きの方法等		
46	商工業振興課	電気工事業者の登録	登録の申請を行う方、又は現に登録を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	—	各地域振興局総務企画部地域企画課
47	観光課	旅行業者等の登録	旅行業等を営む方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	—	観光課調整・施設管理班 (018-860-2264)
48	資源エネルギー課	液化石油ガス設備の免状	免状(または再交付)を受けている方	不要	住所変更の手続きの必要はありません。ただし、新住所への変更を希望される場合には通常の手続きを行ってください。	—	資源エネルギー課高圧ガス班 (018-860-2284)
49	建設管理課	建設業の許可	許可を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	—	建設管理課企画・建設業班 (018-860-2426) 各地域振興局総務企画部総務経理課
50	建設管理課	浄化槽工事業の登録	登録を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	—	各地域振興局総務企画部総務経理課
51	建設管理課	解体工事業の登録	登録を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	—	各地域振興局総務企画部総務経理課
52	都市計画課	屋外広告物の表示・設置の許可	許可を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	—	各地域振興局建設部用地課 秋田市の区域にあっては秋田市役所
53	都市計画課	屋外広告物の管理者の届出	届出をされている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	—	各地域振興局建設部用地課 秋田市の区域にあっては秋田市役所

市町村合併に伴う住所表示の変更に係る手続き一覧 [県関係事務]

秋田県

No	担当課名	項 目	該 当 者	住所変更等の手続き		手続きを要する場合の手数料の要否	問い合わせ先
				要・不要	手続きの方法等		
54	都市計画課	屋外広告業の届出	屋外広告業の届出をされている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	—	各地域振興局建設部用地課 秋田市の区域にあっては秋田市役所
55	都市計画課	租税特別措置法に基づく優良宅地の認定	優良宅地の認定に係る申請をされている方、認定及び証明を受けられた方、地位承継の届出をされた方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	—	各地域振興局建設部用地課 秋田市の区域にあっては秋田市役所
56	都市計画課	都市計画法に係る開発許可等	開発行為に係る申請等をされている方及びこれらの許可を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	—	各地域振興局建設部用地課
57	都市計画課	風致地区内における建築等の規制に係る許可	許可を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	—	各地域振興局建設部用地課
58	都市計画課	都市公園の占用、都市公園内の行為及び有料公園施設利用に係る許可等	都市公園施設の利用等に係る許可を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	—	各地域振興局建設部用地課
59	河川課	海岸占用等の許可等	許可等を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	—	各地域振興局建設部用地課
60	河川課	河川占用等の許可に基づく地位の承継の届出	河川占用等の許可等を受けた者の地位を継承した方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	—	各地域振興局建設部用地課

市町村合併に伴う住所表示の変更に係る手続き一覧 [県関係事務]

秋田県

No	担当課名	項 目	該当者	住所変更等の手続き		手続きを要する場合の手数料の要否	問い合わせ先
				要・不要	手続きの方法等		
61	河川課	河川占用等の許可等	許可等を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	—	各地域振興局建設部用地課
62	河川課	砂利採取計画の届出	砂利採取計画の認可を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	—	各地域振興局建設部用地課
63	河川課	砂利採取業者の登録の届出	登録を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	—	各地域振興局建設部用地課
64	河川課	公有水面埋立免許に係る権利の承継届出	公有水面埋立免許を受けた者の権利を継承した方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	—	各地域振興局建設部用地課
65	会計課	証紙売りさばき人指定事項変更届及び売りさばき場所変更承認申請書	証紙の売りさばき人として指定されている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	—	会計課総務班 (018-860-2711) 各地域振興局総務企画部総務経理課
66	管財課	物品の買い入れ等に関する競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届	登録業者	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	—	管財課契約班 (018-860-2737)
67	管財課	県庁舎等の維持管理業務に関する競争入札資格審査申請書記載事項変更届	登録業者	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	—	管財課調整・庁舎管理班 (018-860-2732)
68	(警察) 運転免許センター	自動車運転免許証	免許証の交付を受けている方	不要	住所変更の手続きの必要はありません。免許の更新申請等の際に変更します。	—	運転免許センター (018-824-3738) 管轄する各警察署交通課

市町村合併に伴う住所表示の変更に係る手続き一覧 [県関係事務]

秋田県

No	担当課名	項 目	該当者	住所変更等の手続き		手続きを要する場合の手数料の要否	問い合わせ先
				要・不要	手続きの方法等		
69	(警察本部) 交通企画課	運転代行業の認定	認定証の交付を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	—	交通企画課 (018-863-1111) 管轄する各警察署交通課
70	交通企画課	緊急自動車等の届出・指定	左記の確認証・指定証の交付を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	—	交通企画課 (018-863-1111) 管轄する各警察署交通課
71	交通企画課	安全運転管理者等の届出事項の変更	届出をしている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	—	交通企画課 (018-863-1111) 管轄する各警察署交通課
72	交通規制課	道路使用許可の申請	許可証の交付を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	—	交通規制課 (018-863-1111) 管轄する各警察署交通課
73	交通規制課	自動車保管場所証明の申請	証明書の交付を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	—	交通規制課 (018-863-1111) 管轄する各警察署交通課
74	交通規制課	通行禁止道路通行許可の申請	許可証の交付を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	—	交通規制課 (018-863-1111) 管轄する各警察署交通課
75	交通規制課	駐車許可の申請	許可証の交付を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	—	交通規制課 (018-863-1111) 管轄する各警察署交通課
76	交通規制課	制限外許可(制限外積載、設備外積載、荷台乗車)の申請	許可証の交付を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	—	交通規制課 (018-863-1111) 管轄する各警察署交通課

市町村合併に伴う住所表示の変更に係る手続き一覧 [県関係事務]

秋田県

No	担当課名	項 目	該当者	住所変更等の手続き		手続きを要する場合の手数料の要否	問い合わせ先
				要・不要	手続きの方法等		
77	交通規制課	制限外けん引許可の申請	許可証の交付を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	—	交通規制課 (018-863-1111) 管轄する各警察署交通課
78	生活環境課	銃砲刀剣類所持許可の申請	許可を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。 新規・更新・記載事項変更時又は銃砲検査時に併せて手続きを行って下さい。なお、書換えを希望される方は、住所地、事業所を管轄する警察署で手続きができます。	—	管轄する各警察署生活安全課
79	生活環境課	人命救助等に従事する者の届出	左記の届出をしている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。 新規・更新・記載事項変更時又は銃砲検査時に併せて手続きを行って下さい。なお、書換えを希望される方は、住所地、事業所を管轄する警察署で手続きができます。	—	管轄する各警察署生活安全課
80	生活環境課	猟銃用火薬类等譲受(譲渡)許可の申請	許可証の交付を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。 新規・更新・記載事項変更時又は銃砲検査時に併せて手続きを行って下さい。なお、書換えを希望される方は、住所地を管轄する警察署で手続きができます。	—	管轄する各警察署生活安全課
81	生活環境課	火薬類運搬証明書の書換え	証明書の交付を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。 ただし、証明書を新住所に書換えを希望される場合は、通常の手続きを行って下さい。	—	管轄する各警察署生活安全課

市町村合併に伴う住所表示の変更に係る手続き一覧 [県関係事務]

秋田県

No	担当課名	項 目	該当者	住所変更等の手続き		手続きを要する場合の手数料の要否	問い合わせ先
				要・不要	手続きの方法等		
82	生活環境課	猟銃用火薬類等輸入許可の申請	許可証の交付を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。新規・更新・記載事項変更時又は銃砲検査時に併せて手続きを行って下さい。なお、書換えを希望される方は、住所地を管轄する警察署で手続きができます。	—	管轄する各警察署生活安全課
83	生活環境課	猟銃用火薬類等消費許可の申請	許可証の交付を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。新規・更新・記載事項変更時又は銃砲検査時に併せて手続きを行って下さい。なお、書換えを希望される方は、住所地を管轄する警察署で手続きができます。	—	管轄する各警察署生活安全課
84	生活環境課	風俗営業に係る変更の届出	風俗営業の許可を受けている方	不要	住所及び営業所の所在地変更の手続きは必要ありません。変更を希望される方は許可証を発行した警察署で手続きができます。	—	管轄する各警察署生活安全課
85	生活環境課	風俗営業の許可証の書換え	風俗営業の許可を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。希望される方は許可証を発行した警察署で手続きができます。	—	管轄する各警察署生活安全課
86	生活安全企画課	古物営業に係る変更の届出	古物商又は古物市場主の許可を受けている方	不要	住所変更等の手続きは必要ありません。	—	管轄する各警察署生活安全課
87	生活安全企画課	古物営業の許可証の書換え	古物商又は古物市場主の許可を受けている方	不要	住所変更等の手続きは必要ありません。書換えを希望する方は、変更届出・書換申請書に変更事項を記載して申請してください。	—	管轄する各警察署生活安全課

市町村合併に伴う住所表示の変更に係る手続き一覧 [県関係事務]

秋田県

No	担当課名	項 目	該当者	住所変更等の手続き		手続きを要する場合の手数料の要否	問い合わせ先
				要・不要	手続きの方法等		
88	生活安全企画課	質屋営業の営業内容の変更	質屋の許可を受けている方	不要	住所変更等の手続きは必要ありません。	—	管轄する各警察署生活安全課
89	生活安全企画課	質屋営業の許可証の書換え	質屋の許可を受けている方	不要	住所変更等の手続きは必要ありません。ただし、書換えを希望する方は、営業内容の変更届出書・許可証の書換申請書に変更事項を記載して申請してください。	—	管轄する各警察署生活安全課
90	生活安全企画課	警備業に係る変更の届出	認定を受けて警備業を営む方	不要	住所変更等の手続きは必要ありません。	—	管轄する各警察署生活安全課
91	生活安全企画課	警備業の認定証の書換え	認定を受けて警備業を営む方	不要	住所変更等の手続きは必要ありません。更新手続きの際に書換えします。ただし、書換えを希望する方は、認定証再交付・書換え申請書に書換事項及び申請する事由を記載して申請をしてください。	—	管轄する各警察署生活安全課
92	生活安全企画課	警備員指導教育管理者資格者証の書換え	資格者証の交付を受けている方	不要	本籍変更等の手続きは必要ありません。ただし、書換えを希望する方は、警備員指導教育責任者・機械警備業務管理者資格者証書換え申請書に書換事項及び申請の事由を記載して申請をしてください。	—	管轄する各警察署生活安全課
93	生活安全企画課	機械警備業務管理者資格者証の書換え	資格者証の交付を受けている方	不要	本籍変更等の手続きは必要ありません。ただし、書換えを希望する方は、警備員指導教育責任者・機械警備業務管理者資格者証書換え申請書に書換事項及び申請の事由を記載して申請をしてください。	—	管轄する各警察署生活安全課

市町村合併に伴う住所表示の変更に係る手続き一覧 [県関係事務]

秋田県

No	担当課名	項 目	該当者	住所変更等の手続き		手続きを要する場合の手数料の要否	問い合わせ先
				要・不要	手続きの方法等		
94	生活安全企画課	警備員検定合格証の書換え	合格証の交付を受けている方	不要	住所変更等の手続きは必要ありません。 ただし、書換えを希望する方は、合格証書換え申請書に書換事項及び申請の事由を記載して申請をしてください。	—	管轄する各警察署生活安全課

※朱書きは、平成16年11月1日訂正

平成16年11月1日追加分

95	建築住宅課	二級・木造建築士の住所等の届出	免許証の交付を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	—	建築住宅課建築・宅建・防災班 (018-860-2565)
96	建築住宅課	建築士事務所の変更の届出	登録をしている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	—	建築住宅課建築・宅建・防災班 (018-860-2565)
97	建築住宅課	宅地建物取引業者名簿搭載事項変更の届出	免許を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	—	建築住宅課建築・宅建・防災班 (018-860-2565)
98	建築住宅課	宅地建物取引主任者資格登録簿変更登録申請	登録をしている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	—	建築住宅課建築・宅建・防災班 (018-860-2565)
99	建築住宅課	宅地建物取引主任者証書換え交付申請	主任者証の交付を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	—	建築住宅課建築・宅建・防災班 (018-860-2565)
100	建築住宅課	宅地建物取引業者免許証書換え交付申請	免許を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	—	建築住宅課建築・宅建・防災班 (018-860-2565)

関係事務所等の連絡先

〔地域振興局連絡先〕

地域振興局名	総務企画部		福祉環境部			建設部
	総務経理課	地域企画課	企画福祉課	健康・予防課	環境指導課	用地課
鹿角地域振興局	0186-22-0456	0186-22-0456				0186-23-2302
北秋田地域振興局	0186-62-1251	0186-62-1251				0186-62-3113
大館地区総合事務所	0186-49-2214					
	大館福祉環境部		0186-52-3955	0186-52-3952	0186-52-3953	
	鷹巣阿仁福祉環境部		0186-62-1165	0186-62-1165	0186-62-1165	
山本地域振興局	0185-52-6203	0185-52-6285	0185-52-4331	0185-52-4331	0185-52-4331	0185-52-6104
秋田地域振興局	018-860-3312	018-860-3313	018-855-5171	018-855-5170	018-855-5173	018-860-3452
由利地域振興局	0184-22-5431	0184-22-5432	0184-22-4120	0184-22-4122	0184-22-4121	0184-22-5437
仙北地域振興局	0187-63-5223	0187-63-5226	0187-63-5355	0187-63-3405	0187-63-3683	0187-63-3115
平鹿地域振興局	0182-32-0594	0182-32-0596	0182-32-4005	0182-32-4005	0182-32-4005	0182-32-6208
雄勝地域振興局	0183-73-8197	0183-73-8191	0183-73-6155	0183-73-3524	0183-73-6157	0183-73-6165

〔警察署連絡先〕

鹿角警察署	0186-23-3321
大館警察署	0186-42-4111
鷹巣警察署	0186-62-1245
森吉警察署	0186-72-3125
能代警察署	0185-52-4311
五城目警察署	018-852-4100
男鹿警察署	0185-23-2233
秋田臨港警察署	018-845-0141

秋田警察署	018-835-1111
本荘警察署	0184-23-4111
矢島警察署	0184-56-2727
象潟警察署	0184-43-2935
大曲警察署	0187-63-3355
角館警察署	0187-53-2111
横手警察署	0182-32-2250
増田警察署	0182-45-2011
湯沢警察署	0183-73-2127